

株 主 各 位

東京都千代田区五番町14番地
国際中正会館 10F
株式会社ピーバンドットコム
代表取締役 田 坂 正 樹

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麴町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麴町 3階「錦の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額決定の件
以 上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.p-ban.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

**事 業 報 告**  
(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）におけるわが国経済は、経済対策や金融政策の効果により、企業収益や雇用、所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済は、先進国の保護主義的な政治圧力の高まりや、中東・東アジアの地政学的リスクなど、依然として先行きは不透明な状況が続いています。その中で国内の電子工業を取り巻く環境としては、自動車の電装化や、IoT（インターネットオブシングス）関連機器に注目が集まり、半導体などの電子部品、また、通信機器や計測器など産業用電子機器の需要が拡大しております。それらに後押しされる形で、当社が所属する電子回路基板産業も堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社ではこれまで培ったウェブ・マーケティングのノウハウや実績を元に、オンラインでは「インターネット広告（リスティング広告）」を中心に、オフラインでは電気電子業界の展示会への出展や、エンジニア向けに無料で設計CAD講習会を隔週開催、さらに当社の利用方法等を説明する導入セミナーを訪問して実施し、新規会員登録（リード顧客）の獲得活動を積極的に展開致しました。これらの施策を実施したことにより、当事業年度中に新規会員4,098名の登録（リード顧客）（※1）を獲得し、当事業年度末の会員登録数は48,693名となりました。

また、当社の主力事業である基板製造サービスに対するお客様からの信頼を積み重ねてきた結果、サービスの水平展開が進み、プリント基板の設計・製造・実装サービスまでを一括でご注文いただく「ワンストップ・ソリューション（※2）」の利用が拡大しました。さらに、株式公開による知名度と社会的信用度の向上や、BtoB取引では重要となる納期遵守率が6年連続99%を超えたことによるサービス品質の向上等が起因し、大手・中堅企業からの受注が増加しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は新規顧客の増加及び既存顧客の顧客単価の増加により1,995,220千円（前年同期比9.0%増）となりました。売上総利益は、国内外の仕入先多様化による利益率の改善、さらに販売費及び一般管理費の抑制に努めました。その結果、営業利益は286,259千円（前年同期比24.4%増）、経常利益は290,700千円（前年同期比31.8%増）、当期純利益は221,417千円（前年同期比39.1%増）となりました。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※1. 新規会員登録（リード顧客）：当社サービスの無料の会員登録をすると、メールマガジンの購読や、設計CADのダウンロードが無料で行えます。登録することで、当社は顧客リストを獲得でき、注文に向けた営業アプローチが可能となります。

※2. ワンストップ・ソリューション：必要になる作業を一度の手続きで全て完了することが出来るサービスを意味します。当社のサービスは、プリント基板の設計、製造、部品実装までウェブ上で簡単に一括で注文手続きを行うことができます。

- ② 設備投資の状況  
重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 13 期<br>(平成27年3月期) | 第 14 期<br>(平成28年3月期) | 第 15 期<br>(平成29年3月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 1,684,295            | 1,717,051            | 1,830,884            | 1,995,220                       |
| 経 常 利 益 (千円)           | 70,584               | 67,948               | 220,613              | 290,700                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 48,804               | 61,563               | 159,187              | 221,417                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 23.92                | 30.18                | 77.66                | 101.10                          |
| 総 資 産 (千円)             | 502,268              | 472,485              | 913,509              | 1,142,251                       |
| 純 資 産 (千円)             | 126,757              | 188,320              | 575,608              | 797,025                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 62.14                | 92.31                | 262.65               | 363.76                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。  
2. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で1株につき600株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境では、国内のプリント基板生産額では横ばい傾向が続いておりますが、その中で当社は、従来の対面営業形態の取引から、インターネットを利用したEコマース販売形態の取引へと、プリント基板の需要を取り込むことで事業規模を拡大してきました。今後もさらに成長を持続するために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ①新規顧客の獲得

売上の持続的成長には新規顧客の獲得が不可欠です。平成29年プリント基板の国内市場規模は6,153億円で、当社の現状の売上規模から勘案すると、新規顧客の獲得余地は多分にあります。平成30年3月期は、とくに大手・中堅企業顧客の新規取引が増加しており、この潜在的な需要をさらに開拓していくことが重要と考えております。

インターネット環境によって場所・時間問わず利用できるサービスの利便性に、品質管理の強化と納期遵守の徹底などを加えて顧客にご満足いただき、当社への信頼度を高めることが大事です。それによって当社の特長である「知人の紹介」による新規顧客の獲得をさらに伸ばしていく方針で、顧客の所属する会社内の他部署の同僚や技術者仲間などの潜在ユーザーに新たに当社をご利用いただくことを進めてまいります。

さらに業界の展示会に積極的に出展を行い、対面営業にも注力して、当社を知って頂くことによって顧客層を拡大してまいります。またインターネット販売における検索で自社サイトに優先的にご案内するいわゆるSEO（Search Engine Optimization）や、インターネット広告（リスティング広告）も引き続き強化してまいります。

#### ②既存顧客への当社サービスの拡販

事業基盤の拡大のためには、既存顧客により幅広く当社サービスをご利用いただくことが重要です。当社の独自性のひとつである、プリント基板の設計・製造・実装等のサービスを連続して利用する「ワンストップ・ソリューション」の利便性を実感いただくことが大事です。とくに、近年伸長している実装サービス、量産サービス等の利用を促し、継続的かつ活発な利用拡大を目指します。さらに、顧客の注文の特徴に合わせた技術提案の実施や、プリント基板の周辺サービスを充実させることで、さらに幅広くご利用いただけるよう努めてまいります。

### ③システム安定運用と業務効率化の推進

システムの安定運用では、障害発生時もサービスを継続稼働出来るように冗長構成、及びバックアップ体制を既に実現しておりますが、昨年度は「財務に関わる内部統制整備」を進め、とくにJ-SOXに適合する情報セキュリティを守る管理体制を強化しております。今年度以降も内部統制の重要項目として引続き充実を図ってまいります。一方、業務のシステム化では、現状インターネットを利用したいわゆるEコマース販売を正社員20名程度で運営しており、グループウェアの活用と、仕入先との受発注業務を効率化するシステムを整備することで、比較的少人数でのオペレーションを可能としました。

今後予想される受注拡大に対しても、引続き顧客に使いやすいシステムを目指して、対象製品の拡大や多様な納期設定などのシステム化を進めて、受発注業務の一層の省力化と効率化を図ってまいります。今年度はシステム開発体制をさらに強化するための人員補強と設備投資を迅速に進めてまいります。

### ④経営形態の変更

当社では、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様や社会の期待と信頼に応え、企業価値を向上させていくために、経営課題としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層高めるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、平成30年6月の株主総会の承認を前提として「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。社外取締役3名を独立役員とする予定で、取締役会の構成は、当社取締役6名のうち独立役員・社外取締役3名となり、独立性と機能の実効性が確保される見込みであります。

## (5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

| 事業区分           | 事業内容                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| プリント基板のEコマース事業 | プリント基板の設計・製造・部品実装等のサービスをEコマースで提供します。プリント基板とは、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、あらゆる電子機器に必ず使われる主要部品です。 |

## (6) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

|    |                          |
|----|--------------------------|
| 本社 | 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館10F |
| 分室 | 東京都千代田区五番町4番地 日立五番町ビル2F  |

## (7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

| 従業員(人) | 前期末比増減   | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|--------|----------|---------|-----------|
| 18(7)  | 1人増(1人減) | 39.00   | 4.8       |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を( )に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,160,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,190,000株
- (3) 株主数 1,391名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                  | 持株数      | 持株比率   |
|----------------------|----------|--------|
| 株式会社インフロー            | 777,000株 | 35.48% |
| 田中一宏                 | 262,900  | 12.00  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 153,000  | 9.99   |
| 田坂正樹                 | 130,000  | 5.94   |
| 株式会社SBI証券            | 47,900   | 2.19   |
| 松井証券株式会社             | 34,100   | 1.56   |
| 楽天証券株式会社             | 30,000   | 1.37   |
| ウエストリバー株式会社          | 29,000   | 1.32   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 24,500   | 1.12   |
| 阪井清和                 | 20,000   | 0.91   |

(注) 自己株式は所有しておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                   | 第2回新株予約権                                     |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成28年9月5日                                  | 平成28年9月5日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 41個                                        | 400個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 24,600株<br>(新株予約権1個につき600株)           | 普通株式 240,000株<br>(新株予約権1個につき600株)            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 167円)     | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 167円)       |
| 権利行使期間                 |                   | 平成30年9月8日から<br>平成38年6月28日まで                | 平成28年9月8日から<br>平成38年9月7日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                      | (注) 2                                        |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 41個<br>目的となる株式数 24,600株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 240,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができ。
- ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
- ④ 新株予約権の譲渡又は質入等の担保設定はこれを禁止する。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

2. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、満期までに本新株予約権を行行使しなければならない。

- (a) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額の50%を下回ったとき。
  - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の50%を下回る価格となったとき。
3. 平成28年10月14日開催の取締役会決議により、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位    | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|-------------|-----------|----------------|
| 代 表 取 締 役   | 田 坂 正 樹   |                |
| 取 締 役 (COO) | 後 藤 康 進   | マーケティング・営業部長   |
| 取 締 役 (CFO) | 上 田 直 也   | 管理部長           |
| 常 勤 監 査 役   | 山 崎 禮 次 郎 |                |
| 監 査 役       | 櫛 木 一 男   | 株式会社アブーム社外取締役  |
| 監 査 役       | 鶴 英 将     | 株式会社ReMatch取締役 |

- (注) 1. 監査役全員は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役山崎禮次郎氏、監査役櫛木一男氏、及び監査役鶴英将氏は、以下のとおり、経営と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役山崎禮次郎氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役櫛木一男氏は、金融機関にて経営職を歴任後、上場企業の常勤監査役として、経営と財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役鶴英将氏は、上場企業の事業会社の取締役管理部長として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。経営の方針や経営改善について自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、積極的に助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることに努めております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                  | 員 数       | 報酬等の額        |
|----------------------|-----------|--------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(-) | 52百万円<br>(-) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 8<br>(8)     |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員)   | 6<br>(3)  | 60<br>(8)    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月17日開催の第13回定時株主総会において、年額100百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
 該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
 該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役櫛木一男氏は、株式会社アズーム（本社：東京都渋谷区）の社外取締役であります。株式会社アズームと当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鶴英将氏は、株式会社R e M a t c h（本社：東京都港区）の取締役であります。株式会社R e M a t c hと当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名               | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤<br>監査役 山 崎 禮次郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会及び日常における重要書類の閲覧等において、金融業界での経験から海外事業や債権管理、また電子部品業界の経験から品質管理や仕入に係る助言を積極的に行い、監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づく内部統制強化など、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 櫛 木 一 男       | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、営業や内部統制などの分野での豊富な実務経験に基づき、適宜発言を行っております。                                                                                    |
| 監査役 鶴 英 将         | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、財務・会計等に係る指摘のほか、I Rや適時開示など上場企業としての行動や考え方についても、適宜発言を行っております。                                                                 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 会社の体制及び方針

当社が業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役相互の監視機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令・定款及び諸規程等に適合することを確保します。
  - b. 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
  - c. 当社は、稟議制度、契約書類の法務審査制度、社内教育研修及び法律顧問による助言等の諸制度を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。
  - d. 内部監査において、法令、定款及び社内規定の遵守状況を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案を行うとともに、代表取締役及び監査役会に報告します。
  - e. 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
  - f. 必要に応じて弁護士、税理士、監査法人等の外部専門機関と緊密に連携し、適正な判断や意思決定を確保します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
  - b. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社は、リスク管理担当者を管理部長とし、各種社内規程の定期的な見直しを実施するとともに、リスク管理の適正な体制を整備します。また、取締役会や経営会議において情報共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
  - b. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図ります。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制  
諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、内部監査人は内部監査を実施し、法令・規程の遵守状況を確認、改善策についての助言を行います。  
代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。
- ⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を配置します。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する監査役会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査役会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人の監査役会への報告に関する体制
- a. 当社は、経営会議等の重要会議に監査役が出席することを求めるとともに、業績等会社の業務の状況を監査役会へ定期的に報告します。
  - b. 「内部通報制度規程」に基づき、内部通報窓口として監査役への専用メールを設置します。
  - c. 監査役会は必要に応じて内部監査人に内部監査等の状況等の説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 監査役会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「内部通報制度規程」を策定し、通報者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑪ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a.代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、経営の状況に関する情報の共有化を図るものとします。
  - b.監査役会より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
  - c.内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります。
- ⑫ 反社会的勢力を排除する管理体制
  - a.当社は、反社会的勢力及び団体と一切の関係を持たないこと、及び会社の利益或いは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。
  - b.所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制づくりを進めていくとおもに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保  
経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。
- ② 監査役会の監査が実効的に行われていることの確保
  - a.監査役は、経営会議その他重要会議へ出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制の整備並びに運用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っております。
  - b.監査役会では、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について意見交換を行い、その結果については取締役会などで適宜意見表明されております。

### ③ 当社における業務の適正性の確保

- a.内部監査部門である経営企画室が、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアンス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重点項目として内部監査を実施しております。また、監査役会との定期的な意見交換を実施し、相互連携の強化に努めております。
- b.業務執行における意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議決裁システムを採用し、適宜、事前の承認申請または報告を行っております。また、管理部門及び監査役が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
- c.法令上疑義のある行為等に関する相談・報告体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は、管理部長、監査役のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）が加わり、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

### ④ 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備

- a.当社は、業務上取扱う顧客等の情報を各種漏洩リスクから守るため、「内部情報管理規程」を定め、代表取締役を情報管理統括責任者として、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。
- b.個人情報保護については「個人情報保護規程」を制定し、組織における役割、責任及び権限を定め、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、当社の個人情報保護に関する取り組みについては、代表取締役が「個人情報保護方針」を宣言し、当社ホームページ上で公表しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績を勘案しながら、配当性向10%を目安として、安定的な利益還元を努めることを基本方針としております。一方で、財務体質の安定強化と将来の成長につながる投資等に備えるための内部留保にも意を用いてまいります。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 1,077,817 | 流動負債     | 335,853   |
| 現金及び預金    | 790,914   | 買掛金      | 206,858   |
| 電子記録債権    | 1,059     | 前受金      | 547       |
| 売掛金       | 258,990   | 賞与引当金    | 1,484     |
| 商品        | 16,996    | 未払金      | 33,150    |
| 前払費用      | 1,767     | 預り金      | 1,783     |
| 繰延税金資産    | 12,088    | 未払法人税等   | 64,634    |
| その他       | 743       | 未払消費税等   | 14,520    |
| 貸倒引当金     | △4,743    | 未払費用     | 9,475     |
| 固定資産      | 64,433    | その他      | 3,397     |
| 有形固定資産    | 4,047     | 固定負債     | 9,372     |
| 建物附属設備    | 1,560     | 退職給付引当金  | 9,372     |
| 工具、器具及び備品 | 2,486     | 負債合計     | 345,225   |
| 無形固定資産    | 30,007    | (純資産の部)  |           |
| ソフトウェア    | 29,839    | 株主資本     | 796,625   |
| その他       | 168       | 資本金      | 147,850   |
| 投資その他の資産  | 30,378    | 資本剰余金    | 113,850   |
| 保険積立金     | 26,894    | 資本準備金    | 113,850   |
| 破産更生債権等   | 147       | 利益剰余金    | 534,925   |
| 繰延税金資産    | 1,907     | 利益準備金    | 8,500     |
| その他       | 1,575     | その他利益剰余金 | 526,425   |
| 貸倒引当金     | △147      | 繰越利益剰余金  | 526,425   |
| 資産合計      | 1,142,251 | 新株予約権    | 400       |
|           |           | 純資産合計    | 797,025   |
|           |           | 負債純資産合計  | 1,142,251 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から  
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,995,220 |
| 売 上 原 価               |        | 1,312,919 |
| 売 上 総 利 益             |        | 682,301   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 396,041   |
| 営 業 利 益               |        | 286,259   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 協 賛 金 収 入             | 3,300  |           |
| 受 取 手 数 料             | 368    |           |
| 受 取 利 息               | 6      |           |
| そ の 他                 | 899    | 4,573     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 為 替 差 損               | 120    |           |
| そ の 他                 | 11     | 132       |
| 経 常 利 益               |        | 290,700   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 保 険 解 約 益             | 24,445 | 24,445    |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 0      | 0         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 315,146   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 96,995 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △3,267 | 93,728    |
| 当 期 純 利 益             |        | 221,417   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |             |           |                             |             | 株主資本<br>合計 | 新 株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|------------|-----------|
|                               | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                             |             |            |            |           |
|                               |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |            |           |
| 当 期 首 残 高                     | 147,850 | 113,850   | 113,850     | 8,500     | 305,008                     | 313,508     | 575,208    | 400        | 575,608   |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |             |           |                             |             |            |            |           |
| 当 期 純 利 益                     |         |           |             |           | 221,417                     | 221,417     | 221,417    |            | 221,417   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純 額) |         |           |             |           |                             |             |            | —          | —         |
| 当期変動額合計                       | —       | —         | —           | —         | 221,417                     | 221,417     | 221,417    | —          | 221,417   |
| 当 期 末 残 高                     | 147,850 | 113,850   | 113,850     | 8,500     | 526,425                     | 534,925     | 796,625    | 400        | 797,025   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物附属設備    | 10年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年  |

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

##### ②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

##### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

#### (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,722千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前事業年度末    | 増加 | 減少 | 当事業年度末    |
|-------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式  | 2,190,000 | —  | —  | 2,190,000 |

#### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,000株

#### (3) 配当に関する事項

##### ①配当金支払額

該当事項はありません。

##### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成30年6月28日<br>第16回定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 21,900         | 10.00               | 平成30年<br>3月31日 | 平成30年<br>6月29日 |

#### 4. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 退職給付引当金   | 2,870千円  |
| 賞与引当金     | 454 〃    |
| 未払事業税     | 3,509 〃  |
| 貸倒引当金     | 1,497 〃  |
| 資産除去債務    | 1,487 〃  |
| 未払賞与      | 6,294 〃  |
| その他       | 332 〃    |
| 繰延税金資産合計  | 16,445千円 |
| 繰延税金負債    |          |
| 保険積立金     | △2,449千円 |
| 繰延税金負債合計  | △2,449 〃 |
| 繰延税金資産の純額 | 13,995千円 |

##### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しています。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性かつ流動性の高い金融商品に限定して保有しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### a.信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権については与信管理規程に基づき取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を毎月の債権会議において随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の早期把握を図っております。

###### b.資金調達に係る流動性リスクの管理（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金   | 790,914          | 790,914   | —       |
| ② 売掛金      | 258,990          |           |         |
| 貸倒引当金 (*1) | (4,738)          |           |         |
|            | 254,252          | 254,252   | —       |
| 資産計        | 1,045,167        | 1,045,167 | —       |
| ③ 買掛金      | 206,858          | 206,858   | —       |
| ④ 未払金      | 33,150           | 33,150    | —       |
| ⑤ 未払法人税等   | 64,634           | 64,634    | —       |
| 負債計        | 304,644          | 304,644   | —       |

(\*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

③買掛金、④未払金及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 363円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 101円10銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社ピーバンドットコム  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明 典 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーバンドットコムの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社ピーバンドットコム 監査役会

常勤監査役 山崎 禮次郎 ⑩  
(社外監査役)

監査役 櫛木 一男 ⑩  
(社外監査役)

監査役 鶴 英将 ⑩  
(社外監査役)

(注) 常勤監査役山崎禮次郎、監査役櫛木一男並びに鶴英将は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。

平成30年3月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり普通配当 10 円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき普通配当10円  
なお、この場合の配当総額は、21,900,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 当社では、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様や社会の期待と信頼に応え、企業価値を向上させていくために、経営の最重要課題のひとつとしてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、株主総会の承認を前提として「監査等委員会設置会社」に移行することといたします。  
取締役会の構成メンバーは、業務執行取締役3名に対し、社外取締役が3名と、半数を社外取締役が占める構成となります。  
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 当社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設します。（変更案第39条（剰余金の配当等））
- ④ その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。  
なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の開発、販売、<u>輸出入</u></p> <p>(1) プリント基板</p> <p>(2) 半導体</p> <p>(3) 梱包材</p> <p>(4) 電子部品・電子機器</p> <p>(5) 産業用工作機械とその部品</p> <p>2. 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売業</p> <p>4. 通信販売業務</p> <p>5. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業</p> <p>6. コンピューター技能ノウハウ、コンピューターシステム技術<u>その他ソフトウェアの取得、企画および販売業</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>7. 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業</p> <p>8. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の<u>企画</u>、開発、販売<u>および輸出入</u></p> <p>(1) プリント基板</p> <p>(2) 半導体</p> <p>(3) 梱包材</p> <p>(4) 電子部品・電子機器</p> <p>(5) 産業用工作機械とその部品</p> <p>2. 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業</p> <p>3. <u>第1号物品の企画、製作および販売に関する仲介業務</u></p> <p>4. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売業</p> <p>5. 通信販売業務</p> <p>6. 情報処理サービスおよび情報提供サービス業</p> <p>7. コンピューター技能ノウハウ、コンピューターシステム技術、ソフトウェアの取得、<u>企画、開発、販売および運用保守管理業務</u></p> <p>8. <u>展示会、イベント等の企画、運営事業</u></p> <p>9. <u>商品、役務の売買に関するオンライン市場の提供および運用保守管理業務</u></p> <p>10. 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業</p> <p>11. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関構成)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (決議)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (決議)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会はその決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第26条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>2 取締役会はその決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (重要な業務執行の委任)</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条 (取締役会の議事録)</p> <p><u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p> <p>第29条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条 (常勤監査等委員)</p> <p><u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                    | 第32条 (監査等委員会の招集)                                                                       |
|                                                                         | <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>            |
| (新設)                                                                    | 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。                                        |
| (新設)                                                                    | 第33条 (監査等委員会の決議方法)                                                                     |
|                                                                         | <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                               |
| (新設)                                                                    | 第34条 (監査等委員会規程)                                                                        |
|                                                                         | <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                             |
| (新設)                                                                    | 第35条 (監査等委員会の議事録)                                                                      |
|                                                                         | <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u> |
| 第5章 監査役および監査役会                                                          |                                                                                        |
| 第29条 (監査役の員数)                                                           | (削除)                                                                                   |
| <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u>                                                 | (削除)                                                                                   |
| 第30条 (監査役の選任)                                                           | (削除)                                                                                   |
| <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>                                           |                                                                                        |
| 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。      |                                                                                        |
| 第31条 (監査役の任期)                                                           | (削除)                                                                                   |
| <u>監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>           |                                                                                        |
| 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。               |                                                                                        |
| 第32条 (常勤監査役)                                                            | (削除)                                                                                   |
| <u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>                                 |                                                                                        |
| 第33条 (監査役会の招集)                                                          | (削除)                                                                                   |
| <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |                                                                                        |
| 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。                             |                                                                                        |
| 第34条 (監査役会の決議方法)                                                        | (削除)                                                                                   |
| <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>                         |                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第35条（監査役会規程）</p>                                                                                                                               | <p>（削除）</p>                                                                                                   |
| <p>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                               |                                                                                                               |
| <p>第36条（報酬等）</p>                                                                                                                                  | <p>（削除）</p>                                                                                                   |
| <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                   |                                                                                                               |
| <p>第37条（監査役の責任免除）</p>                                                                                                                             | <p>（削除）</p>                                                                                                   |
| <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |                                                                                                               |
| <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>      |                                                                                                               |
| <p>第6章 会計監査人</p>                                                                                                                                  | <p>第6章 会計監査人</p>                                                                                              |
| <p>第38条～第39条（条文省略）</p>                                                                                                                            | <p>第36条～第37条（現行どおり）</p>                                                                                       |
| <p>第7章 計算</p>                                                                                                                                     | <p>第7章 計算</p>                                                                                                 |
| <p>第40条（条文省略）</p>                                                                                                                                 | <p>第38条（現行どおり）</p>                                                                                            |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>第39条（剰余金の配当等）</p>                                                                                          |
| <p>第41条～第42条（条文省略）</p>                                                                                                                            | <p>当会社の剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                            |
| <p>第43条（配当金の除斥期間）</p>                                                                                                                             | <p>第40条～第41条（現行どおり）</p>                                                                                       |
| <p>当会社が剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>                                                                                 | <p>第42条（配当金の除斥期間）</p>                                                                                         |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>                                                   |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>                                                                                     |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>附則</p>                                                                                                     |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                       | <p>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</p>                                                                       |
| <p>第16回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除および責任を限定する契約については、なお当該変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>                                     | <p>第16回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除および責任を限定する契約については、なお当該変更前の定款第37条の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員3名は定款変更の効力が発生した時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）<br>取締役会出席状況                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位および担当、重要な兼職の状況                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <small>たしか まさき</small><br><b>田坂 正樹【再任】</b><br>（昭和46年6月13日生）<br>取締役会出席状況<br>100%（14回/14回）                                                                                                                    | 平成7年4月 株式会社ミスミ（現：株式会社<br>ミスミグループ本社）入社<br>平成12年4月 株式会社ブレイク・フィールド<br>社取締役<br>平成14年4月 当社設立、代表取締役（現任）<br>平成23年7月 g c ストーリー株式会社取締役 | 130,000株       |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>田坂正樹氏は、取締役として経営の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。平成14年4月に当社を創業して以来、代表取締役として長年に渡り経営を指揮し、当社を成長させてまいりました。その経営に関する高い知見とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、取締役候補者としていたしました。 |                                                                                                                               |                |
| 2     | <small>ごとう やすのぶ</small><br><b>後藤 康進【再任】</b><br>（昭和52年2月11日生）<br>取締役会出席状況<br>100%（14回/14回）                                                                                                                   | 平成16年11月 当社入社<br>平成23年4月 当社COO（事業統括）<br>平成27年6月 当社取締役COO兼マーケティング・営業部長<br>平成30年4月 当社取締役COO兼営業事業部長（現任）                          | 一株             |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>後藤康進氏は、当社の最高執行責任者として全体的指揮を執り、事業戦略の実現を図ることで、当社の成長を牽引してまいりました。その実績および経験、幅広い見識と高い経営への当事者意識から、同氏が今後も当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、取締役候補者としていたしました。                                      |                                                                                                                               |                |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)<br>取締役会出席状況                                                                                                                                                  | 略歴、地位および担当、重要な兼職の状況                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 3     | うへだ なおや<br>上田 直也【再任】<br>(昭和57年5月22日生)<br>取締役会出席状況<br>100% (14回/14回)                                                                                                   | 平成23年3月 当社入社<br>平成27年6月 当社取締役CFO兼管理部長<br>(現任) | 一株             |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>上田直也氏は、当社の管理部門を担当する取締役として当社の健全な運営と成長を支えてまいりました。財務・経理管理面のほか、当社の事業運営の観点からもバランスの良い知見と高い倫理観を有しております。当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏の貢献が必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                               |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 「所有する当社の株式数」については、平成30年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者3名は、平成28年11月社外監査役として再任され、現在任期途中であります。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役候補といたしました。取締役候補者3名の選任が承認された場合はいずれも社外取締役となり、当社は引き続き諸氏を独立役員とする予定です。当社取締役会の構成員メンバー全6名のうち、独立役員社外取締役が3名と半数を占める見込みです。また現在常勤監査役である山崎禮次郎氏は社外取締役(常勤監査等委員)候補であり、選任が承認された場合は、社外取締役の強固な独立性と、常勤監査等委員が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ実効性を高めてまいります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名(生年月日)<br>取締役会出席状況<br>監査役会出席状況                                                                                    | 略歴、地位および担当、重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>やまがき れいじろう<br/>山崎 禮次郎【新任】<br/>(昭和25年10月11日生)<br/>取締役会出席状況<br/>100% (14回/14回)<br/>監査役会出席状況<br/>100% (13回/13回)</p> | <p>昭和49年4月 株式会社東海銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br/>平成4年5月 同行シンガポール副支店長<br/>平成11年1月 同行国際審査部長<br/>平成14年2月 株式会社UFJ銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)名古屋港支店長<br/>平成15年6月 京セラコネクタプロダクツ株式会社 経理部責任者・同海外事業管理部責任者<br/>平成18年7月 同社取締役<br/>平成23年7月 同社常勤監査役<br/>平成27年6月 同社常勤監査役(現任)</p>                                               | <p>一株</p>      |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】<br/>山崎禮次郎氏は、金融機関において長年、海外拠点や企画・審査部門において金融実務を経験してきた実績のほか、電子部品業界の東証一部上場企業において財務・経理の実務、取締役・監査役としての経営経験から、平成27年6月常勤監査役に就任以来、幅広い経験及び見識に立つ助言・提言をいただいております。<br/>今回移行する監査等委員会設置会社における会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすのに必要な人材であると判断し、社外取締役(常勤監査等委員)候補者といたしました。</p> |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>いちき かずお<br/>樫木 一男【新任】<br/>(昭和24年5月25日生)<br/>取締役会出席状況<br/>100% (14回/14回)<br/>監査役会出席状況<br/>100% (13回/13回)</p>      | <p>昭和48年4月 株式会社日本興業銀行(現:株式会社みずほ銀行) 入行<br/>平成12年3月 同行営業第五部長<br/>平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行) 営業第五部長<br/>平成15年5月 新光証券株式会社(現:みずほ証券株式会社) 常務執行役員<br/>平成17年4月 同社取締役専務執行役員<br/>平成21年5月 みずほ証券株式会社常務執行役員<br/>平成22年6月 日本冶金工業株式会社常勤監査役<br/>平成27年10月 当社社外監査役(現任)<br/>平成29年1月 株式会社アズーム社外取締役(現任)</p> | <p>一株</p>      |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】<br/>樫木一男氏は、銀行並びに証券会社において営業・審査・調査や経営職等多岐に亘る要職を歴任後、東証一部上場企業の常勤監査役としてコーポレート・ガバナンスの強化並びに内部統制整備に携わってきた経験があります。平成27年10月当社社外監査役に就任以来、企業金融・内部統制強化と監査体制の充実に貢献いただいております。今回移行する監査等委員会設置会社においても、幅広い見識に基づいた重要な経営事項の審議や経営の監督において必要な人材であると判断し、社外取締役(監査等委員)候補者といたしました。</p>       |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                      | 氏名(生年月日)<br>取締役会出席状況<br>監査役会出席状況                                                                         | 略歴、地位および担当、重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                          | つる ひでまさ<br><b>鶴 英将【新任】</b><br>(昭和50年11月26日生)<br>取締役会出席状況<br>100% (14回/14回)<br>監査役会出席状況<br>100% (13回/13回) | 平成10年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJ<br>モルガン・スタンレー証券株式<br>会社)入社<br>平成23年1月 株式会社アンビション入社<br>平成25年9月 同社取締役管理部長<br>平成25年9月 株式会社アンビション・ルーム<br>ビア監査役<br>平成27年10月 当社社外監査役(現任)<br>平成29年8月 株式会社リアルエステートテク<br>ノロジーズ(現株式会社ReM<br>a t c h)取締役(現任) | -株             |
| <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>鶴英将氏は、IPOや市場変更を管理部長などの職務で携わり、企業金融や上場企業の運営に関する豊富な経験と知識を有しております。平成27年10月当社社外監査役に就任以来、適法性や妥当性の観点から客観的な助言・提言をいただいております。今回移行する監査等委員会設置会社においても、重要な経営事項の審議や経営の監督において必要な人材であると判断し、社外取締役(監査等委員)候補者いたしました。 |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                           |                |

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 山崎禮次郎氏、樺木一男氏、鶴英将氏は、社外取締役候補者であります。
  - 山崎禮次郎氏、樺木一男氏、鶴英将氏が社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
  - 当社は、山崎禮次郎氏、樺木一男氏、鶴英将氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。諸氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き諸氏を独立役員とする予定であります。  
従来同様、経営の方針や経営改善について自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促して中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から積極的に助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることに努めてまいります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は3名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

当社の役員報酬は、報酬水準自体の妥当性に加えて、固定報酬の比率が高い等の課題がありましたが、コーポレートガバナンス・コードの適用を契機に、株主利益が推進されるように持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能すること、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定するように見直しております。

まずこのたび、役員報酬総額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役共に従来の2倍額への設定とさせていただきたいと存じます。①監査等委員会設置会社への移行のなか、限られた人数の役員で業務の高度化に率先して対応していること、②今後も人材を確保していく必要があること、③将来的に適当な人材を補強する機会に機動的に対応する必要があること、を背景としております。

現金によるインセンティブ（意欲向上や目標達成のための誘因）は、個人の短期的な成果・業績に基づいて速やかに付与される仕組みとして活用されますが、今期につきましては月額報酬のみであり、役員賞与は支給しておりません。なお役員退職慰労金制度は設けておりません。

自社株によるインセンティブは、会社に属する一員として中長期的な将来の勤務・業績に前払いで付与され、将来の一定期間経過後に当社の株価に連動した経済的利益が実現される仕組みとして活用されます。今般、第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額決定の件についてご承認をお願い申し上げます。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が発生しますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件とするものいたします。

当社の役員報酬の考え方は第5号議案にてご説明の通りであります。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額決定の件

当社の取締役等の報酬総額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに報酬総額について、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件」、第6号議案「監査等委員である取締役の報酬総額設定の件」として付議しております。今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬総額の枠内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

譲渡制限付株式報酬は、平成28年税法改正等で環境が整備されて始まった株式報酬制度で、対象者が直接株式を取得するシンプルなわかりやすい仕組みで、企業と役員双方に利便性が高いものです。中長期的な業績と連動する報酬として、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

また譲渡制限解除迄の期間中、重要人材を確保するリテンション効果も期待しております。

役員報酬が、企業価値の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することを意図しております。なお当社の役員報酬の考え方は第5号議案にてご説明の通りであります。

本議案に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額5,000千円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名となります。

また当該譲渡制限付株式報酬を支給される対象取締役は、本議案により生ずる金銭報酬に係る金銭報酬債権（但し、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除く。）を、当社株式を取得するための出資財産として、現物出資の方法により払込み、当社の普通株式について発行を受けるものとし、これにより発行される当社の普通株式の総数は、年12,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会又は監査等委員会決議の日の前営業日における東京証券取引

所マザーズ市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定いたします。

またこれによる当社の普通株式の発行にあたっては、おおむね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を当社と対象取締役の間で締結するものといたします。

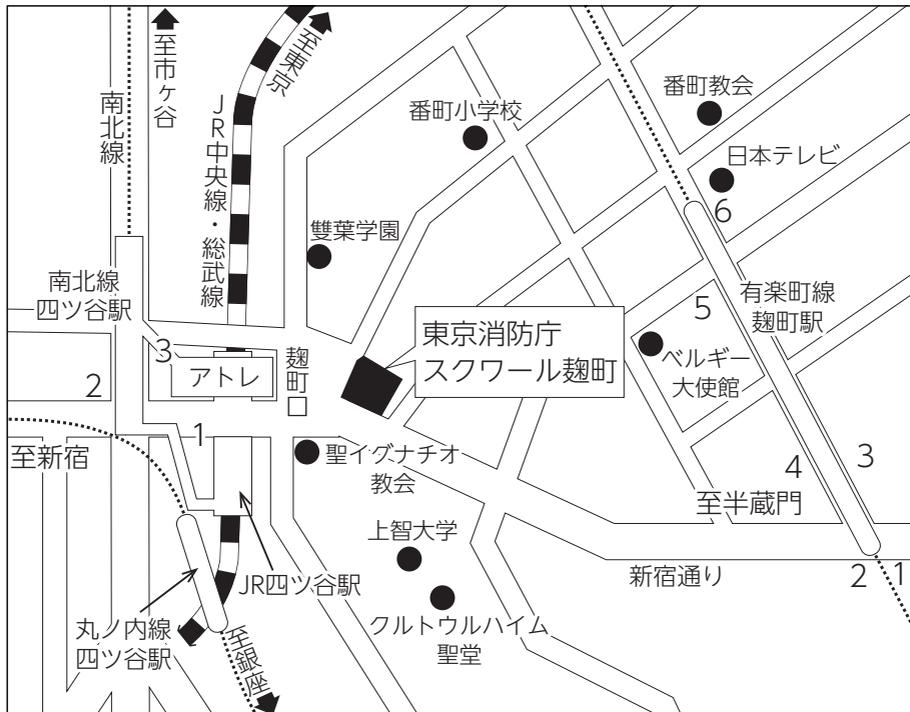
- (1) 対象取締役は、原則として3年間（当社取締役会にて定める期間であり、以下、「譲渡制限期間」という。）、当社譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。
- (2) 当社は対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麴町6丁目6番地

東京消防庁スクワール麴町 3階「錦の間」



## 【交通のご案内】

JR四ツ谷駅「麴町口」より徒歩約1分

東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅「出口1」より徒歩約1分

東京メトロ（南北線）四ツ谷駅「出口3」より徒歩約1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。